

京都市告示第284号

児童福祉法第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和5年8月17日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
合同会社ベリック	児童発達支援	くれよん 2650600303	京都市左京区上高野 薩田町113ピエス スイス1階T100	令和5年 7月31日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)